コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE
Fuji Nihon Seito Corporation

最終更新日：2015年6月25日
フジ日本精糖株式会社
代表取締役社長　舩越義和
問合せ先：取締役常務執行役員管理本部本部長　佐塚眞弘
証券コード：2114

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公共性の高い食品事業に携わる企業として、役員はもとより社員一人一人がその重要性を認識し、企業行動の透明性、客観性を維持して水準の高いコーポレート・ガバナンスを確保するための体制を構築することが重要な課題と位置付けております。
【企業理念】
「私たちは、『夢のあるたくましい会社』を目指し、健康な生活づくりに貢献します」
【経営方針】
1.顧客第一主義の徹底
2.社員が会社と共に成長し自己実現を目指す企業文化の形成
3.社会に評価される企業価値の向上
4.研究・開発の推進による新たな価値の創造
5.公正で透明性のある企業活動の徹底
6.地球に優しい環境経営の強化・拡大
7.社会に貢献する企業市民活動の推進
また、上記企業理念と経営方針を実現するための業務運営の指針として、「フジ日本精糖行動憲章」を定め、関係する法律、ルール、社内規程を遵守しつつ、高潔な倫理観と社会的良識をもって行動するとともに、企業は単に公正な競争を通じて利潤を追求する経済的主体というだけではなく、市民活動への積極的な参加等の社会貢献も含め、広く社会にとって有用な存在であるべきことを強く認識する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
双日株式会社	8,153,456	27.40
豊田通商株式会社	2,459,000	8.26
鈴与株式会社	1,902,800	6.39
和田製糖株式会社	1,226,000	4.12
株式会社静岡銀行	792,014	2.66
株式会社榎本武平商店	758,000	2.54
小倉運輸有限会社	669,000	2.24
新潟県砂糖卸荷受商業協同組合	600,000	2.01
株式会社サカタのタネ	563,000	1.89
東京海上日動火災保険株式会社	447,299	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市村　由昭	他の会社の出身者					○		○				
村上　光廣	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市村　由昭		当社の主要株主である双日株式会社の執行役員であります。また、当社と同社との間には商品供給等の取引があり、同社は特定関係事業者であります。	これまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。
村上　光廣	○	当社と物流・配送等の取引がある鈴与株式会社の相談役を現任しておりますが、当社と同社の取引状況等から独立性に影響を与えるおそれはありません。	長年にわたり鈴与株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるため、社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年間1回以上、会計監査人から監査役会に監査の実施状況について報告がなされ、意見交換をしております。また、他の管理部門や業務部門から独立している監査室より、監査室の活動状況についての報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上平　徹	他の会社の出身者										△			
船戸　謙治	他の会社の出身者										○			
内藤　健雄	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上平　徹	○	過去において当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、現在は会社から独立した立場で当社の監査にあたっており、独立性に影響を与えるおそれはありません。	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。
船戸　謙治	○	当社と商品供給等の取引のある豊田通商株式会社の従業員でありますが、当社と同社の取引状況等から独立性に影響を与えるおそれはありません。	豊田通商株式会社において食品部長の役職にあり、食品業界に関する豊富な識見を有しているため、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。
内藤　健雄	○	当社と商品供給等の取引がある株式会社ワダの従業員でありますが、当社と同社の取引状況等から独立性に影響を与えるおそれはありません。	清田糖業株式会社の経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言が期待できるため、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

――――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績に連動して、年収の20%相当額につき、基準額の50～150%の範囲で報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬につきましては、役員退職慰労金引当金繰入額及び役員賞与引当金繰入額を含めて、社内取締役及び社外取締役の別に総額を開示しております。また、定時株主総会で決議しました役員報酬限度額（年額）を注書しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、経営の客観性・透明性の向上、業績と報酬の連動性強化を目的として役員報酬委員会を設置し、適宜役員報酬体系の見直しを行っております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役には経営企画室が取締役会の資料の事前配布や、必要に応じて事前質疑応答をおこなっております。非常勤監査役には、常勤監査役から必要に応じて業務執行状況の報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

・取締役総数8名のうち社外取締役の員数を2名とし、意思決定、業務執行に対する客観的な視点からの監督機能の強化を図っております。
・取締役会を原則3ヶ月に1回開催しており、また、必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行っております。
・執行役員制度を導入することにより、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、業務遂行の効率性を図っております。
・その他の委員会としては、コンプライアンス委員会を設置し、企業倫理・法令遵守体制の充実を図るために「コンプライアンス行動基準」を作成しております。そのことによって役員から従業員まで倫理観を持って適切な判断や行動を実行できるようにしております。
・役員報酬については、当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【取締役報酬関係】の項に記載しております。
・監査役の機能強化に係わる取り組み状況
当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】の項に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、公正な意思決定及び業務執行に対する監督機能を高めるために取締役8名のうち社外取締役2名を選任しております。また、監査役会は、監査役4名で構成されており、その4名のうち、過半数の3名を社外監査役とし、有効な経営監視機能に努め、より公正で適正な監査を実施できる体制としております。その他コンプライアンス推進委員会や内部統制委員会等の各種委員会についても設置しており、十分なガバナンス体制が構築されていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けることで多数の株主が参加できるよう取り組んでおります。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、それ以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針において、ステークホルダーの尊重を明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISO14001の認証を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役の職務及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び使用人は、法令及び定款等の遵守はもとより、当社が定める企業理念及び行動憲章に則り、誠実に職務を遂行しなければならない。
(2)コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
(3)コンプライアンスの推進については、「コンプライアンスプログラム」を制定し、役員及び使用人等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、マニュアルの配布や啓発及び教育を通じて指導する。
(4)代表取締役社長直轄の監査室は、内部監査に関する社内規程に基づき業務執行状況の監査及び報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係わる情報については、取締役会規程及び文書管理規程に基づき、保存媒体に応じて適切に保存管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理については、リスク管理基本方針に則り、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会において、危機管理規程に基づいたリスクの管理を行うとともに、リスクの評価・管理体制の構築を行う。
(2)災害、事故、不測の事態が発生した場合には、危機対策委員会を設置して、必要な対策を講じる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会を原則3ヶ月に1回開催する。また必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。
(2)執行役員制を導入することにより、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、業務遂行の効率性を図る。
(3)職務権限規程等の社内規程に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にし、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
(4)中期経営計画及び単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、役員及び使用人等に対して企業倫理・法令及び定款の遵守を指導することにより、公正かつ適正な業務運営の実現を図る。
(2)当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行するよう指導、助成し、相互の利益を増進する。また、重要案件についての取り扱いや報告等ルールに関して、関係会社管理規程に定め、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置して、円滑な運営の指導にあたる。
(3)監査室は、子会社を含めた業務全般に関する監査を行う。
(4)当社グループの信頼性のある財務報告を作成するために、内部統制委員会を設置し、整備、運用状況を評価し改善を推進する。

6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の報告に関する体制及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)関係会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社へ定期的な報告を行う。
(2)子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に基づき、主管部門にて指示・情報伝達を行いリスクの把握・管理を行う。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
(1)監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を任命することとする。
(2)当該使用人の任命、評価及び異動などにおいて監査役の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保するものとする。
(3)監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従うことを原則とする。

8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)子会社の社内規程等に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にすることにより、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
(2)中期経営計画及び単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。

9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
(1) 取締役会、その他重要な会議において取締役及び使用人は随時担当業務の報告を行う。
(2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、常勤役員会などの重要な会議に出席することができる。
(3)監査役には、稟議書他社内の重要書類を回付する。
(4)監査役は、代表取締役との定期的な会合、取締役及び執行役員と必要に応じたレビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士及び監査室等との連携を図る。

10. 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
(1)当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
(2)当社グループの役職員は、法令他の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役に対して報告を行う。

11. 報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1)監査役と代表取締役とは、定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題ならびに監査上の重要事項等について意見交換し、相互認識を深めるものとする。
(2)監査役と会計監査人は、定期的会合を持ち、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
(3)監査役は監査室と緊密な連携を保つと共に、経理部、総務人事部その他各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができる。
(4)当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

13. 反社会的勢力を排除するための体制
当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に反社会勢力の排除に向け、市民社会の秩序や安全の脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当、不要な要求には一切応じないことをフジ日本精糖行動憲章に定める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「13. 反社会的勢力を排除するための体制」に記載の通りであります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
1.適時開示の基準及び方法
当社は金融商品取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、適時開示規則という。）に則って、適宜迅速な情報開示を行っております。また、情報の開示は「適時開示情報伝達システム」（TDnet ）において公開し、当社のホームページにおいても速やかに掲載しております。
2.適時開示の責任者および担当部署
当社の適時開示における責任者は、管理本部長が担当しております。また、各担当部署は次のとおりです。
・総務人事部（適時開示担当、各本部からの情報窓口、株式担当）
・経理部（決算関連事項）
・経営企画室（取締役会事務局、関係会社担当）
・広報室（広報・IR担当）
※管理本部長、経営企画室長、広報室長は、情報に関して連絡を密に行い、迅速な情報開示に努めております。
3.適時開示の社内体制
・発生事実
重要な事実の発生時には、管理本部に速やかに情報が集約され（関連会社については経営企画室）、当該情報の開示の必要性を検討し、代表取締役社長への報告後、適時開示規則に従い、正確かつ公平な開示を迅速に行うように努めております。
・決定事実
重要な決定事項は、原則3ヶ月に1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な意思決定を行っております。決定した事実については、開示の必要性を検討し、適時開示規則に従い、正確かつ公平な開示を迅速に行うように努めております。
・決算関連事項
決算関連事項は、経理部の作成した決算情報を管理本部長の決裁後、代表取締役社長に提出し、取締役会の承認を得た後、正確かつ公平な開示を迅速に行うように努めております。なお、監査役は取締役会に出席し、経営の意思決定や決算情報等の監査を行っております。また、取締役会の他、重要な会議にも出席し業務の執行を監査しております。

【コーポレート・ガバナンス体制　模式図】

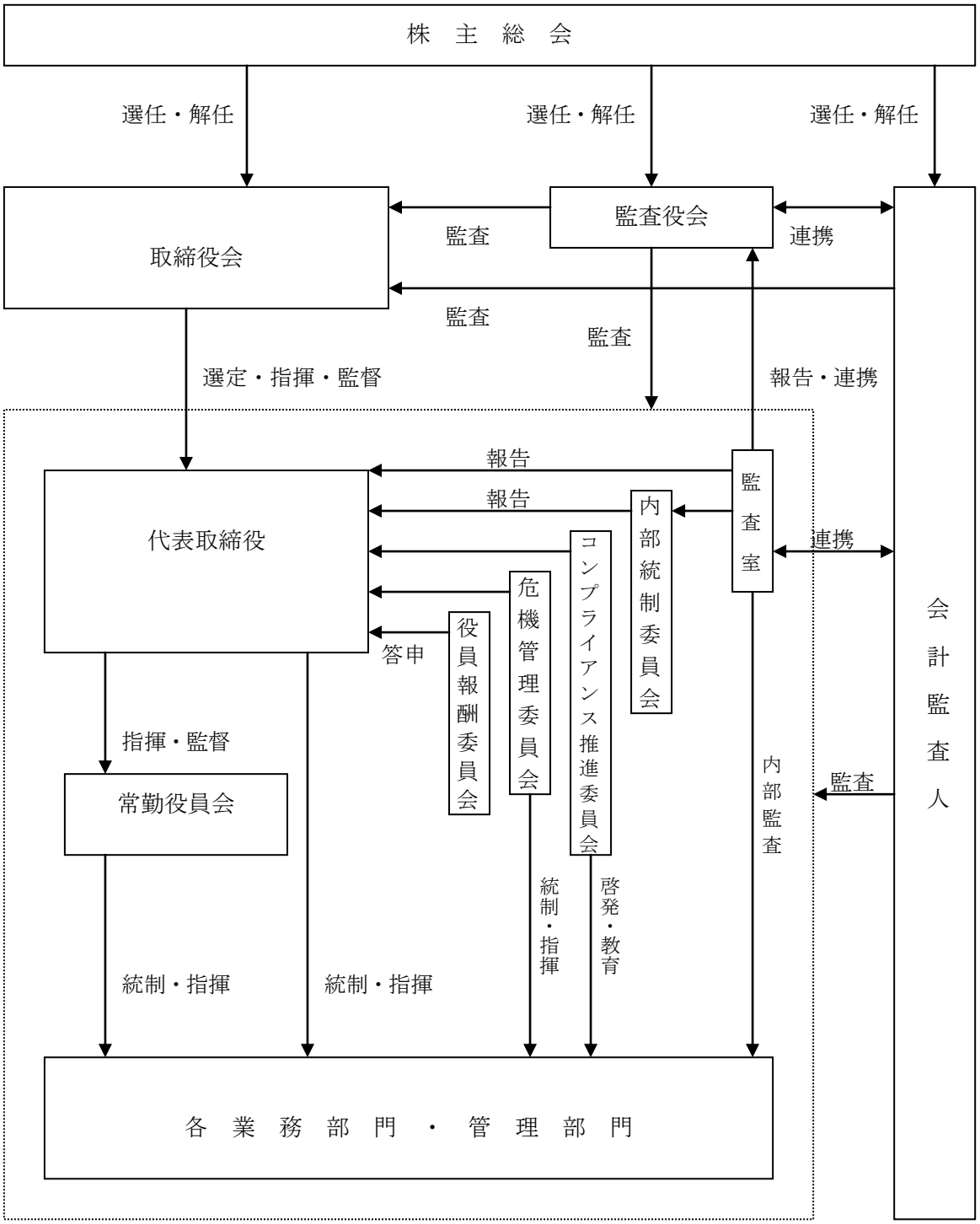

【適時開示体制　模式図】

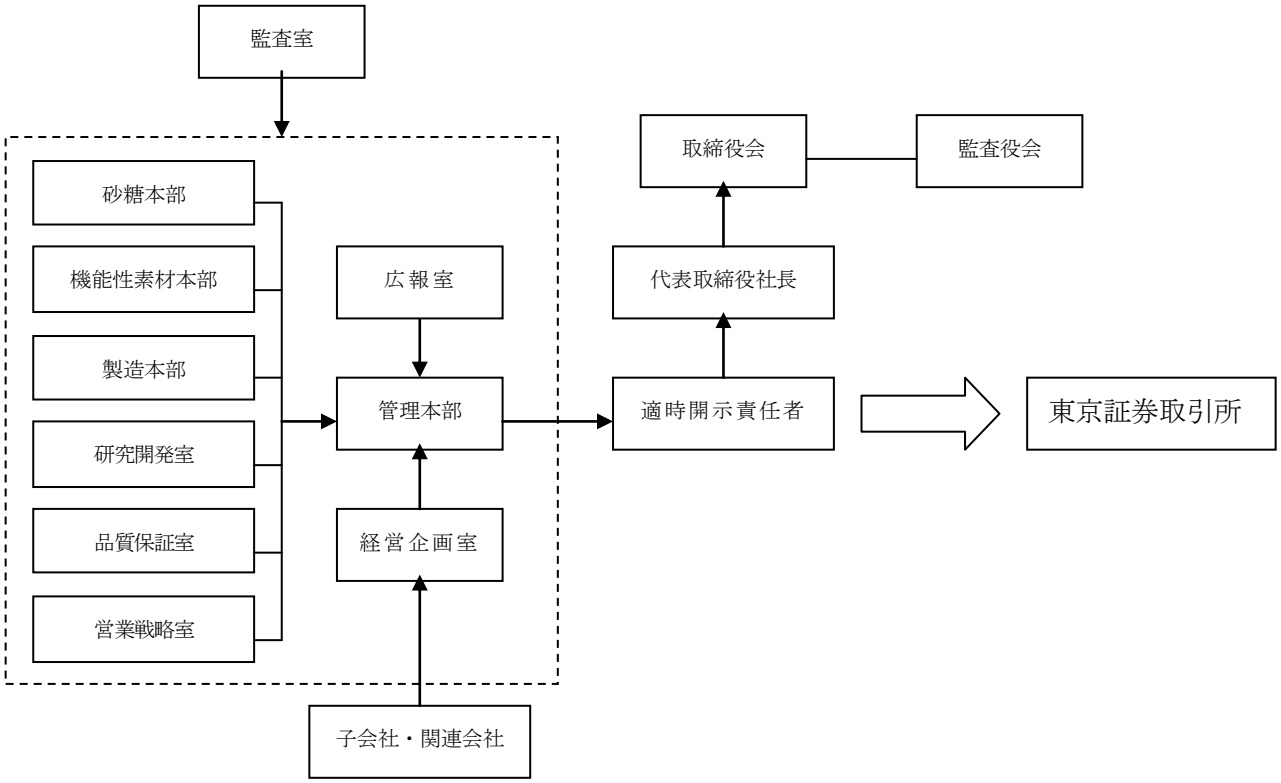

→は各重要情報（発生事実、決定事実　決算関連事項等）の流れを示しております。